

# 平成29年度 大規模事業評価の結果の反映状況説明書

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第11条第2項関係)

## 南部地区職業教育拠点校整備事業

1 要旨	-----	1 ページ
2 大規模事業評価の結果の反映状況	-----	1 ページ

平成29年11月  
宮 城 県

この書面は、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第11条第1項の規定により、平成29年度に実施した南部地区職業教育拠点校整備事業に係る大規模事業評価の結果を平成29年度11月補正予算編成等に反映した状況について、同条第2項の規定により作成したものである。

## 1 要旨

南部地区職業教育拠点校整備事業の大規模事業評価について、計画評価を実施した。

評価に当たっては、客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、県民意見聴取を行ったほか、第三者機関である宮城県行政評価委員会（大規模事業評価部会）による調査審議と、同部会からの答申内容を踏まえて検討し、その結果、事業を実施することは適切であると判断した。

県では、この評価結果を踏まえて、事業の実施方針について検討を重ね、事業内容を決定するとともに、必要な予算編成を行った。その概要については、次表のとおりである。

## 2 大規模事業評価の結果の反映状況

事業名	評価の結果	反 映 状 況		
		予算の内容	事業内容	備 考 (事業実施上の対応・検討状況)
南部地区職業教育拠点校整備事業	事業実施	[債務負担行為の 限度額]  165,000 (千円)  [債務負担行為の 期間]  3 か年	基本・実施設計	○教育内容や連携の在り方については、具体的に検討を進め、魅力ある高校づくりに努める。 ○施工時は施工範囲と生徒が日常的に活動する範囲とを明確に区分して生徒等の安全を確保する。また、学校の教育活動に支障がないように、学校側と十分に調整する。 ○教育委員会で策定した「みやぎ学校安全基本指針」をもとに、あらゆる場面と様々「自然災害を想定した「学校防災マニュアル」を作成し、日常的には防災訓練や防災教育を行い、災害発生時には万全を期す。